

令和5年 第8回 新富町農業委員会会議録

(令和5年7月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和5年 第8回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和5年7月28日(金)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和5年 7月28日 午後 2時20分 議長 閉会 令和5年 7月28日 午後 3時35分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員  凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	×
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	水筑 祐子	○	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	2番 前田 章男委員		3番 山口 弘安委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	和田 憲幸	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

### 付議した案件

- (1) 令和5年第5回総会議案書の訂正について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
- (6) 農地所有適格法人の承認について

### 会議の日程

#### 日程第1

会議録署名委員の指名について

#### 日程第2

会期の決定について

#### 日程第3

議案第43号 令和5年第5回総会議案書の訂正について

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第48号 農地所有適格法人の承認について

議長 　ただ今から、令和 5 年第 8 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 7 名であります。定足数に達しております。

議長 　6 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

---

議長 　日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員に、2 番 前田章男委員、3 番 山口弘安委員を指名いたします。

---

議長 　日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

---

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第 3 議案第 43 号「令和 5 年第 5 回総会議案書の訂正について」を議題といたします。

議長 　それでは、議案第 43 号について事務局に説明をさせます。

事務局 　それでは、令和 5 年第 5 回総会議案書の訂正についてご説明申し上げます。令和 5 年 5 月 29 日開催の第 5 回定例総会にて議決した、中間管理権：基盤法 基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得申請、受付番号 27 番の削除訂正を求めます。

提案理由として、令和 4 年第 8 回定例総会議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請受付番号 5 番にて許可し、令和 4 年 8 月 30 日に申請人が許可書を受領しているが、登記の名義変更がなされておらず、その後、受け渡し人が亡くなりました。

所有者が亡くなっていた場合、相続人の同意書の提出が必要だが、中





事務局　それでは、その 5 についてご説明申し上げます。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■■さん、申請地は■■■  
■■■■■■■■■■、他全 2 筆、畑が 133 m<sup>2</sup>、田が 86 m<sup>2</sup>で計 219 m<sup>2</sup>で  
す。譲受人の父と譲渡人の父は従弟にあたり、双方亡くなっていますが、  
生前に農地を譲ることを口約束しており、畑の固定資産税を譲受人の  
父が納付しており、亡くなった後は譲受人が代納人として納付してい  
ます。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認し  
た結果、田は耕作するのに問題ない土地でありました。畑については、  
きれいに整地されておりましたが、一部、樹木が立っていましたので管  
理が必要だと思われます。説明は以上です。

平下　これが、5 反未満の初めての例でありまして、このままにしておいた  
らおそらく、将来、名義を変えなかったら荒れる土地であろうと、やも  
う得ないかなという考えで申請を受け付けてあげたところですよ。

平下　蔬菜が作ってあるんですよ。

事務局　はい。小さいハウスがあつて管理がしてあります。

議長　一部木が茂っているところについては、本人に指導して立派に管理  
してもらうように指導したいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長　ただ今、議案第 44 号について説明が終わりましたが、ご質問、ご異  
議はございませんか。

議長　質問等はないですか。

議長　それでは、ご質問等もないようですので採決いたします。  
議案第 44 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手が全員ですので、議案第 44 号については、申請どおり承認さ  
れました。

---

議長　次に、議案第 45 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請承認につ







以上説明いたします。

議長 　ただ今、その 2 からその 5 についてについて説明が終わりましたが、ご質問、ご異議等はありませんか。

議長 　ご質問はないですか。

議長 　それでは、ご質問、ご異議もないようですので採決いたします。  
議案第 47 号その 2 からその 5 について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手が全員ですので、議案第 47 号その 2 からその 5 については承認されました。

議長 　関係委員には席に戻っていただきます。

(仲原 亨委員 着席)

議長 　それではその 1 及びその 6 からその 10 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 　それでは、ご説明いたします。その 1 及びその 6 からその 10 については、農地中間管理事業の地域及び個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、18 ページの様式第 7 号の農地利用集積促進計画(案)をご確認ください。以上説明いたします。

議長 　ただ今、議案第 47 号のその 1 及びその 6 からその 10 について説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はありませんか。

議長 　質問等はないですか。

議長 　それでは、質問等もないようですので採決いたします。  
議案 47 号のその 1 及びその 6 からその 10 について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手が全員ですので、議案第 47 号のその 1 及びその 6 からその 10 については承認されました。

---

議長 つぎに、議案第 48 号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 今回、農地保有適格化法人の要件届出が 2 件あがっております。

まず、16 ページをご参照ください。今回、■■■■■■■■■■株式会社が農地所有適格法人の届出を出されました。そこで、農地所有適格法人の要件をご説明いたします。要件につきましては、4 つの要件がありまして、まず 1 つ目が法人の形態要件を満たしているかということで、農事組合法、株式会社、合名会社、合同会社とかそういった会社の要件を満たしているかということですが、今回、株式会社ということでも要件を満たしております。続きまして、事業要件を満たしているかということで、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業ということで、それにつきましては 16 ページの法人適格届出書の法人の事業というところに 14 項目あるんですが、そこで農業とその農業に関連する事業というのがお分かりになると思います。3 つ目が議決権要件を満たしているかということで、構成員の氏名というところで構成員が書いておりまして、出資金等も書いてありまして、そういうところで議決権が要件を満たしてあることが確認できます。そこで、その法人の総議決権または総社員の過半の権利提供者であるとか、その法人の農業の常時従事者、原則として年間 150 日以上従事していること。という要件がございます。あと、役員要件がございます。農地適格法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事、原則 150 日以上とする構成員であることということで、こちらも構成員のところをご覧いただくと要件に合致することがお分かりになると思います。この■■■■■■■■■■は届出書の法人の経営地に 11,641 m<sup>2</sup>とあるんですが、現在、■■■■■■■■■■さん、代表取締役の方が実際農地を個人で持ってらっしゃるんですけど、法人ではまだ農地を持ってないということで、11,641 m<sup>2</sup>をこれから法人として取得または個人から■■■■■■■■■■への貸し借りを通じて所有をして今後やっていくとのことでした。■■■■■■■■■■については、これで要件の届出の受付の方をいたしました。

続きまして、17 ページをご覧ください。法人名が■■■■■■■■■■、■■■■、代表取締役が■■■■■■■■■■さんということで今回法人として適格法人の届出が出ております。先ほど申し上げました、法人形態を満たし

ているか、事業要件を満たしているか、議決権要件を満たしているか、あと、役員要件。この 4 要件がすべて合致していると思われます。あと、この法人の経営地は 6,500 m<sup>2</sup>と書いてあります。こちらについても今現在、■■さん個人の方が今所有していて、法人としてまだ持ってなくて、今後は法人として農地を取得予定として 6,500 m<sup>2</sup>を考えておられるということです。■■■■■■■■■■についても適格化法人の要件を満たしてと思われます。

議長 　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

議長 　　質問等はないですか。

議長 　　質問もないようですのでそれでは採決いたします。  
議案第 48 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　　挙手全員ですので、議案第 48 号については承認されました。

---

議長 　　以上をもちまして、令和 5 年 7 月 28 日開会の第 8 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和 5 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_